代理受領制度を利用する場合の補助金支払いの流れ

（例）解体工事費が200万円で、補助額が40万円の場合

申請者

①補助金交付申請書/代理受領予定届出書の提出

②補助金の交付決定通知書の送付

③工事契約・工事日程の決定

④工事着手～完了

⑤工事費の支払い(160万円)
(工事費200万円－補助額40万円)

⑥領収書の発行(160万円)

代理受領事業者

⑦工事完了報告書の提出(代理受領の委任状添付)
代理受領事業者からの請求書(200万円)/領収書(160万円)の写しを添付

市役所

交野市

⑧補助金交付額確定通知書の送付

⑧補助金交付請求書の送付

⑨補助金交付請求書の提出

⑩補助金の振込み
(請求書提出後1か月程度)

⑪領収書の発行
(40万円)

代理受領事業者

⑫領収書(40万円)の写しを提出

代理受領制度を活用される場合の注意事項について

※代理受領事業者にとっては補助金相当額分の支払時期が遅くなります。
※代理受領制度の活用には代理受領事業者の同意が必要となります。
※代理受領制度の手続きは、上記⑫の「領収書の写しを交野市に提出」まで行うことで完了します。
手続きが完了できない場合、補助の取消しや補助金の返還が必要となる場合がありますので、
必ず上記⑫までの手続きを行っていただくよう、よろしくお願いします。
※その他の手続きに関する詳細は別紙補助制度の手続きの流れをご参照ください。